

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	有害物質使用届出施設等の使用の廃止等の通知（報告義務の発生）
概要	大阪府生活環境の保全等に関する条例では、有害物質使用届出施設等の使用の廃止等した場合において、当該施設設置者以外に当該土地所有者等がいるときは、その者に対し、当該施設の使用が廃止等された旨を通知します。この通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して120日以内に、当該土地の土壌の管理有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査を実施させ、その結果を大阪市長に報告する義務があります。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条の2、第48条の19、第48条の20 https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/dojou.html
処分基準	○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項 使用が廃止された有害物質使用届出施設（第49条第2項に規定する届出施設であって、同項第1号の規則で定める物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）又はダイオキシン特定施設（以下「有害物質使用届出施設等」という。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質（規則で定める管理有害物質に限る。）による汚染の状況について、指定調査機関に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。 ○大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第2項 知事は、第57条の規定による届出施設（有害物質使用届出施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出又はダイオキシン類対策特別措置法第十八条の規定によるダイオキシン特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用届出施設等の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用届出施設等を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用届出施設等の使用が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	